

防整施第13192号
28.7.15

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事発注の公正を確保する措置の運用について（通知）

標記について、建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31）の別紙第5項の規定に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

1 競争参加資格・指名審査委員会

防衛省発注機関の長は、建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31。以下「通達」という。）の別紙第1項第1号の規定に基づき設置する競争参加資格・指名審査委員会（以下「委員会」という。）と同様の合議制の審査機関が設置されている場合にあっては、当該機関を活用することができるものとするが、通達の別紙第1項第1号に掲げる区分に応じ、それぞれ必要な事項の審査を行わせるものとする。

2 技術部会の設置

防衛省発注機関の長は、委員会の下に技術的事項に関する審査資料の作成等を行うため、技術部会を置くことができるものとする。

3 委員会の審議対象

委員会の審議対象は、概算額が250万円以上の建設工事及び100万円以上の技術業務とする。

ただし、上記金額未満の建設工事及び技術業務への適用を妨げるものではない。